

多監発第21号
平成30年8月23日

多良木町長 吉瀬 浩一郎 様
多良木町議会議長 村山 昇 様
多良木町教育委員会 御中

多良木町監査委員 牧本 光 秋
多良木町監査委員 林田 俊 策

平成29年度 財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項並びに多良木町監査委員に関する条例第5条の規定により監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を報告します。

記

1 監査の概要及び観点

財政援助団体等の監査を実施するにあたっては、関係課から各団体等の事業成績書の提出を求め、補助額の多い団体、前回の監査から数年の期間、監査をしていない団体、前年より追跡調査をしている団体等を中心に、全体から抽出して関係者立ち合いの上、監査したものである。

その中で補助金の目的が十分達成され、初期の目的に沿って事業効果が上がっているかを着眼点として以下の監査を行った。

(1) 担当課関係

- ① 補助の目的、基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- ③ 補助金の交付手続は適正か。また、交付時期は適切か。
- ④ 補助の効果及び補助事業の執行状況を確認するため、実績報告の審査等が行われているか。
- ⑤ 補助金の精算及び返還手続は適正に行われているか。

(2) 財政援助（補助）団体関係

- ① 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- ② 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- ③ 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ④ 精算報告は、適正に行われているか。

2 監査実施場所

多良木町役場（3階） 監査室

3 監査の結果は次のとおりである。

(1) 総体的にみて

平成 29 年度、本町における財政援助団体への補助件数 125 件、総額 176,640 千円、平成 28 年度は 99 件 120,158 千円であり前年比で件数は 26 件の増、補助金額は 56,482 千円の増である。この町補助金額の増は、基本的には前年度と同額の団体が多い中、多良木町しごと創生機構への補助 32,110 千円、多良木町学校給食センター運営委員会への補助 14,720 千円の他、多良木町社会教育関係団体補助の件数増によるものである。

(2) 財政援助額（補助金）及び援助方法について

補助金は監査対象補助団体においてすべて 100% 収納されていた。

(3) 事業成績について

事業成績書の提出はほぼ事業完了後 30 日以内に行われていた。

(4) 会計の出納状況について

会計経理、決算書に関する事務、関係帳簿、証拠書類等の保管管理については正確になされていた。

(5) 各課共通の留意事項について

ア 補助の目的

補助目的については概ね適正に遂行されている。

イ 補助金額の適正化について

本年度においても補助金一律削減以来、査定基準が曖昧になっている団体が見受けられる。再度、担当課、財政担当課及び補助団体等による金額の根拠見直し、また委託料への移行の可能性も検討して頂きたい。

ウ 規約等の整備について

定款・規約あるいは規則が整備されていないまた内容と現状がそぐわない、不備と見られかねない部分がある団体も見受けられるので、担当課は適切な指導をすべきである。また各課の補助金交付要綱の精査も行われたい。

エ 会計期間について

全般的に規約等により会計期間を 4 月 1 日から 3 月 31 日までと定められているが守られていた。

オ 通帳の活用について

監査実施団体においては概ね通帳を有効活用されていた。

カ 会費等の徴収について

会費等は一部を除き各団体においてそれ相応のものが徴収されていた。現在、行政活動の補完的役割を果たす事業においては補助対象経費に人件費等が含まれているものがあり、補完的という観点からは人件費等の補助が必要と考えられるが、「人件費は団体の自立した運営の中で賄われるべき」という基本的考えに立ち運営費を補助する場合はその公益性・公平性、また補助金を支出する目的と効果を十分に吟味し最低限の範囲で補助すべきと考える。今後、町からの補助の意義との関連性を考慮し金額等を検討されたい。

キ 担当課の職務について

今回の監査においても一部、翌年度繰越額が高額な団体が見受けられた。本来町が行う補助事業は単にその組織の活動の活発化を目指すことにとどまらず、その補助団体の活動の活発化の中でそのことを地域づくりに活かすことが重要である。今回の監査をする中で成果が記載されていたが、目的に合った成果なのか、またその目的は適切だったのかという原点的な観点をもち時代の変遷とともに町民のニーズは変化してきている。今後については定期的にゼロベースで見直す必要性・時期でもあるのではないかと考えている。担当課におかれては、各団体において適切な会計処理が行われるよう、今後もきめ細かな指導の徹底を図られたい。さらに、事業の公益性等の確保を踏まえ、執行状況の実績確認や事業効果の検証・評価を行った上で、積極的に見直しを図るなど、補助金等の適正な執行に当たられるよう望むものである。

また、交付申請、交付決定、補助金支払いといった一連の手続きに疑問が生じる例もあったため、担当職員におかれては交付要綱等を再度熟読し業務にあたられたい。

今後も団体のより一層の充実を図られるよう尽力されることを希望するとともに、職員が書記、会計等の役職を担うことへの問題についても今後、熟考すべきである。

ク 全般的な監査結果について

今回の補助団体等監査を終え、補助対象事業に対する根本的な理解が十分でないために、事務が形式化、形骸化しつつある状況が伺われる。こういった状況が続くと、事業自体の効果を低減する恐れがある。貴重な公金を投入しながら、公益その他の事業効果を十分に得られない事態は、厳に慎まなければならないと考える。

再度、所管する補助交付要綱・事業の趣旨・目的まで踏まえた理解に努め、事務の過誤や不都合性等に対し、適時、適切にチェック・修正が行えるよう、組織体制の構築を求めらるものである。

補助団体との関係においては、上記の理解に根ざした十分な意思疎通を心がけ、公益の実現が当該事業の主たる目的であり、公金を投入する意味であるという認識を補助団体と共有できるよう努められるとともに、団体の自立の為という強い意識を持ち自立を促進していくことも一つの策であり支援ではないかと考える。

また、定期人事異動などで担当者が変更した場合の円滑な事務引継ぎについても考慮されたい。

なお、補助団体別の監査結果については監査講評時に個別に申し述べたので省略する。